

報告第 5 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年2月28日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○

2 事故の概要

令和6年1月27日午後3時20分頃、市道1-10号線幸手市東二丁目15番19号地先の道路において、店舗駐車場に入る際に歩道乗り入れ部の平板ブロックが外れて浮き上がっていたため、車両右前方のバンパー下部に当たり傷が付いたものである。

3 損害賠償額

金71,350円

上記金額の内訳（合計に責任割合80%を乗じたものとする。）

修理代 89,188円

合 計 89,188円